特集 Special Topics

清瀬市国民健康保険の現状

～皆で考えよう！　私たちの国民健康保険～

国民健康保険（以下、国保という）とは、健康保険組合や共済組合など、いずれの公的医療保険にも加入していない方を対象に、各市区町村が運営している公的医療保険制度です。清瀬市では平成25年3月31日現在、市民の皆さんのうち、約3割にあたる2万1千676人の方が加入しています。国保は、国の交付金などの他、加入者の皆さん自身が「国民健康保険税」（以下、国保税という）としてお金を出し合い、加入者の医療費を負担する「相互の助け合い」の制度でもあります。

市の国保税については、実質的に平成16年度以来税率を改正せずに運営してきましたが、多額の財源不足を解消するため、やむを得ず平成24年度に8年ぶりに税率を改正しました。

今回は清瀬市の国保財政の現状についてお知らせします。

問合せ　保険年金課

医療費は前年度比6.8パーセント増加見込み

―保険で負担する医療費は依然として増加傾向

平成20年度以降、国保加入者数は減少しているものの、国保が負担する医療費（保険給付費）は、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより年々増加しています。

平成24年度については、保険給付費の合計は前年度を1・2パーセント下回りましたが、国保加入者一人あたりの保険給付費については、増加しています。

また、平成25年度では、保険給付費の合計についても、平成25年12月までの支払い実績を基に推計すると60億2百万円となり、前年度から6・8パーセントの増加が見込まれており、依然として増加傾向となっています。（表1・グラフ1・グラフ2参照）

表1　保険給付費の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度（見込み）
平均国保加入者数（人）	23,012	22,789	22,697	22,393	21,960	21,454
保険給付費合計（百万円）	5,251	5,428	5,364	5,684	5,618	6,002
				1.2パーセント減	6.8パーセント増	
国保加入者1人あたりの保険給付費（円）	228,168	238,203	236,337	253,812	255,835	279,742
対20年度指数（国保加入者1人あたりの保険給付費）	1.00	1.04	1.04	1.11	1.12	1.23

グラフ2　保険給付費と被保険者数の推移

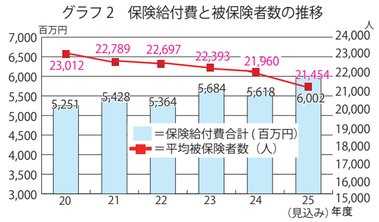

グラフ1　国保加入者1人あたりの保険給付費の推移

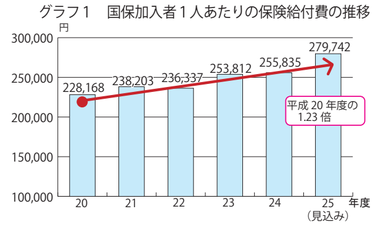

医療費以外の費用も増加

医療保険で負担する費用には加入者の医療費の他に、「後期高齢者支援金」と「介護納付金」という費用がありますが、近年これらの費用も継続的に増加しています。

―後期高齢者支援金とは？

後期高齢者支援金とは、75歳以上の方々を対象とした「後期高齢者医療制度」の医療費の財源として、現役世代（75歳未満の健康保険組合、共済組合、国保などの加入者）が負担するものです。

医療費の財源は、税金約50パーセント（国約33パーセント、都道府県約8パーセント、市町村約8パーセント）・現役世代の保険料約40パーセント・75歳以上の高齢者の保険料約10パーセントで賄われています。

少子高齢・長寿社会となり現役世代は減少する一方、75歳以上の高齢者は増加しており、後期高齢者支援金も年々増加しています。

平成25年度は11億6千万円となり、平成20年度の1・41倍となっています。（グラフ3参照）

―介護納付金とは？

介護納付金とは、国保加入者のうち介護保険第2号被保険者（40～64歳の方）の介護保険料として市が集め、国全体の介護保険事業の運営のために納付するものです。

高齢化などの要因による介護給付費の増加に伴い、負担しなければならない介護納付金の額も増えており、平成25年度は4億5千7百万円と、平成20年度の1・27倍となっています。（グラフ4参照）

グラフ3　後期高齢者支援金の推移

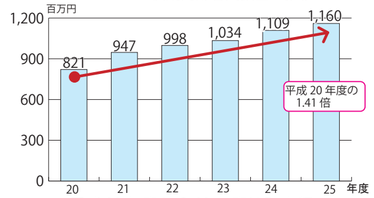

※平成20年度から23年度は確定額。
平成24・25年度は概算納付額。

グラフ4　介護納付金の推移

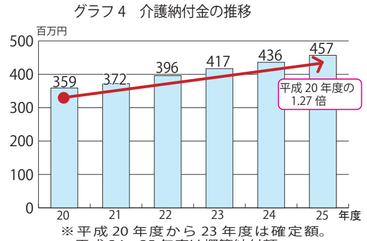

※平成20年度から23年度は確定額。
平成24・25年度は概算納付額。

国保税収は1億9千万円増加

―国保税収は税率改正により1億9千万円増加

医療費、後期高齢者支援金、介護納付金などの費用は、国の交付金などの公費部分以外は、加入者の方に「国保税」として負担していただくことが原則です。

清瀬市の国保税については、実質的には平成16年度以来、税率を改正せず、国民健康保険事業運営基金（以下、国保運営基金という）の取り崩しや、一般会計からの法定外繰入金で財源補てんをしながら運営してきました。しかし一般会計からの繰入額を増加することも困難なことから、平成24年度に8年ぶりに国保税率を改正しました。

その結果、平成24年度の国保税収については、平成23年度に比べて1億8千8百万円（12・3パーセント）増加し、平成20年度の税収を上回りました。（表2・グラフ5参照）

グラフ5　国保税収と収納率の推移

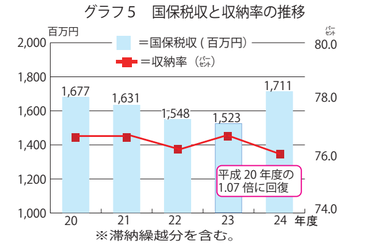

※滞納繰越分を含む。

表2　国保税収の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国保税収（百万円）	1,677	1,631	1,548	1,523	1,711
国保加入者1人あたりの国保税収（円）	72,890	71,549	68,213	68,009	77,909
対20年度指数（国保加入者1人あたりの国保税収）	1.00	0.98	0.94	0.93	1.07

国保会計は実質的には赤字

清瀬市の国保は厳しい財政状況のなかで運営していますが、清瀬市国保の収支状況（グラフ6参照）について、各年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は平成15年度を除き毎年度黒字となっています。しかし、これは国保事業以外の市民の皆さんの生活を支える事業のための財源として使うべきお金である一般会計や、国保運営基金からの財源補てんなどによるもので、これらの金額を除いた「実質的な単年度収支」について見てみると、過去10年間では平成20年度を除き、毎年度大幅な赤字となっています。（表3参照）

平成24年度に保険税の改正を実施し、国保税収は増加しましたが、一般会計から今以上の財源補てんを国保に行うことは困難である状況に変わりはありません。保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金などの増加傾向を考えると、今後も厳しい財政状況が見込まれます。

グラフ6　清瀬市国保の収支状況

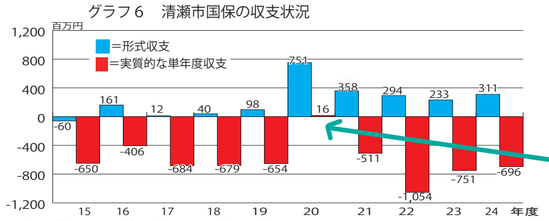

※平成20年度の実質的な収支が黒字であるのは、前期高齢者交付金の約8億円の過大交付があったため。この過大交付の精算年度である平成22年度の実質的な収支の赤字は他の年よりも大幅に増加。

※**形式収支**＝（歳入総額）－（歳出総額）
※**実質的な単年度収支**＝（形式収支）－（前年度繰越金）＋（前年度繰上充用金）
－（国保運営基金繰入金）＋（国保運営基金積立金）
－（一般会計からの財源補てん）

表3　財源補てん額の推移（単位：百万円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国保運営基金繰入額	0	0	80	119	0	57	40	630	200	100
一般会計からの財源補てん額	710	627	616	626	716	679	695	700	700	674
合計	710	627	696	745	716	736	735	1,330	900	774

※一般会計からの財源補てん額については、繰越金のうち、一般会計へ繰出した額を差し引いています。

国保運営の健全化・安定化に取り組んでいます

国保加入者の皆さんの医療費の増加は、財源不足の拡大や国保税の増額につながります。市では、引き続き国保運営の健全化・安定化に取り組んでいきますので、ご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品の活用を

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、厚生労働省から先発医薬品と効き目や安全性が同等であると承認されたものです。開発期間や経費が新薬に比べて抑えられているため、先発医薬品に比べて一般的に3～5割程度安価となっています。

ジェネリック医薬品の活用は、薬代の自己負担額を減らすメリットがあるとともに、医療費を節減することができ、ひいては国保税の引き上げの抑制にもつながります。

市では、ジェネリック医薬品の利用促進の一環として、保険証更新時に「ジェネリック医薬品希望カード」を配布するとともに、一定の条件の方に対して、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減可能な金額を記載した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を行っています。

こうした取り組みなどによって、清瀬市国保のジェネリック医薬品利用率（数量ベース）については、平成25年10月には45・7パーセントまで普及が進んでいます。（グラフ7参照）

ジェネリック医薬品をご希望の場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」をかかりつけのお医者さんや薬剤師さんに提示するなどし、ジェネリック医薬品の利用について相談しましょう。

※全ての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の判断により、ジェネリック医薬品が処方できない場合もあります。

グラフ7　清瀬市国保のジェネリック医薬品利用率（パーセント）

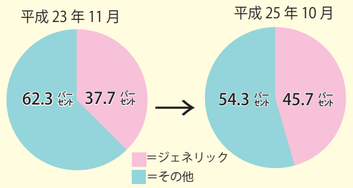

※ジェネリック医薬品利用率は、ジェネリック医薬品数÷（全医薬品数－代替不可先発医薬品数）により算出

特定健診・特定保健指導の受診

高血圧症や糖尿病などの生活習慣病有病者の増加は国保財政に大きな負担となっています。

市では、生活習慣病予防としてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に主眼を置いた特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

特定健康診査の目的は生活習慣病の早期発見にあります。年に一度の健診を受けてご自身の健康管理に活かしましょう。

また、特定保健指導は、健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、生活習慣病の予防・改善に向けて取り組む6か月間のプログラムで、保健師、管理栄養士などがサポートするものです。

これらをぜひ積極的に活用して、ご自身の健康の維持・改善に取り組みましょう。

期限内納付にご協力を

国保制度を持続的に安定的に運営していくには、大切な財源である保険税の納付が不可欠です。忘れずに納期限内に納付されるようお願いします。

市では国保税の納め忘れが続かないように、催告書などによるお知らせや短期被保険者証・資格証明書の交付を実施しています。経済的事情により納付が困難な場合は、徴収課にご相談ください。

持続可能な国民皆保険制度に向けて

国保は、もともと農業や自営業の方々を中心に創設された制度です。高齢化などに伴い、今では年金生活者や無職の方の加入割合が年々高くなっており、他の健康保険組合などと比較すると加入者の平均所得は低く、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いなどの構造的な問題を抱えています。

そのため、国保が負担すべき費用のうち、法定の公費以外の部分については、本来加入者の負担（＝国保税）で賄うこととなっていますが、実際には各市区町村が毎年一般会計から多額の法定外の財源補てんをせざるを得ない状況となっています。

そのような状況をふまえ、市は国保を市区町村単位で運営することには限界があるため、国民皆保険制度を維持するためには国が責任を持って、医療保険制度を一本化する必要があり、それまでの間は、国保の財政基盤の一層の強化を図った上で広域化を進める必要があると考えています。

このため市では、市長会を通じて国保制度の改善に向け継続して要望を行っています。